

2018年6月19日  
USEN少額短期保険 株式会社

## 平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまへ

この度の大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

### <保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、 守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、 箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、 三島郡島本町	2018年6月18日